

もりぐち児童クラブ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業（以下「事業」という。）を実施し、児童の創造性、自主性及び協調性を育み、もって児童の健全な成長発達に資することを目的とする。

(運営)

第2条 第4条第1項に規定する登録児童室は、対象校に設置されるもりぐち児童クラブ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に運営を委託して実施するものとする。

(名称及び位置)

第3条 事業の対象校で実施されるもりぐち児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(登録児童室及び入会児童室の設置等)

第4条 児童クラブに、登録児童室及び入会児童室を設置する。

2 登録児童室及び入会児童室の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録児童室 児童等(第8条第1項第1号に規定する児童及び同号に規定する幼児をいう。第12条において同じ。)の安全な遊び場の提供
- (2) 入会児童室 児童の安全確保及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業の実施

(クラス構成及び定員)

第5条 登録児童室は、クラス及び定員を設けない。

2 入会児童室のクラス及び定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クラス 1児童クラブに1クラスとする。ただし、もりぐち児童クラブ守口、もりぐち児童クラブ錦及びもりぐち児童クラブ梶については、それぞれ2クラスとし、もりぐち児童クラブよつばについては3クラスとする。
- (2) 定員 1クラス40人とする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合で、児童クラブの管理運営上支障がないときに限り、定員を超えて利用を許可することができる。

(実施場所及び活動場所)

第6条 事業の実施場所は対象校に設置されている児童クラブの専用室とし、当該専用室以外における活動場所は対象校の施設のうち市長が指定する場所とする。

2 第8条第2項に規定する対象者に係る前項の専用室は、第8条第1項第2号に規定する対象者に係るものと区分して設置する。

(実行委員会の構成等)

第7条 実行委員会の構成は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 対象校のPTAの代表者
- (2) 対象校区の地域コミュニティ協議会の代表者
- (3) 対象校区の青少年育成指導員の代表者
- (4) 対象校の校長
- (5) 対象校の第15条第1項第1号に規定する主任パートナーの代表者
- (6) その他市長が認めた者

2 実行委員会は、登録児童室を運営するに当たって、対象校の校長及び教頭並びに児童の担任教諭との連絡体制を確保しなければならない。

(事業の対象者)

第8条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 登録児童室 対象校区の第1学年から第6学年までの児童（次号に規定する児童を除く。）及び対象校区の保護者等が同伴する3歳以上の幼児
- (2) 入会児童室 対象校区の第1学年から第3学年までの児童であって、その保護者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 就労、疾病その他の事由により、月のうち15日以上保護育成することができない状態であり、かつ、その状態が3月以上継続すること。
 - イ その他児童を保護育成することができない状態であること。

2 前項第2号に規定する学年の制限にかかわらず、第1学年から第3学年までの間に入会児童室を利用していた児童かつ身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当の支給を受けている児童であって、その保護者が前項第2号ア又はイに該当すると認められる者は、第4学年から第6学年までにおいても入会児童室の対象者とする。

(利用の手続)

第9条 児童クラブの利用に係る申請及び許可については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録児童室 もりぐち児童クラブ登録児童室利用申請書で行うものとし、利用カードの発行をもって利用を許可する。
- (2) 入会児童室 もりぐち児童クラブ入会児童室利用申請書その他市長が必要と認める書類で行うものとし、利用の可否を決定したときは、保護者にその旨を通知するものとする。

(利用の一時停止及び中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を一時停止し、又は中止させることができる。

- (1) 第8条に規定する事業の対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 入会児童室を利用する児童の保護者が次条に規定する負担金を滞納したとき。
- (3) その他児童クラブの管理運営上、適当でないと認めるとき。

(負担金の納付)

第11条 第9条第2号による利用許可を受けた児童の保護者は、もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例（平成20年守口市条例第22号）及びもりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例施行規則（平成28年守口市規則第11号）の定めるところにより、負担金を納付しなければならない。

(開設時間等)

第12条 児童クラブの開設時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

区分		開設時間	備考
登録児童室	月曜日から金曜日まで	午後1時から午後5時まで（ただし、対象校の休業日にあつては、午前9時から午後5時まで）	児童等の利用は、開設時間内に限り自由とする。
	土曜日	午前9時から午後5時まで	
入会児童室	月曜日から金曜日まで	午後1時から午後6時まで（ただし、対象校の休業日にあつては、午前8時30分から午後6時まで）	児童の途中帰宅は、保護者等から連絡又は迎えがあつた場合に限り認める。
	土曜日	午前9時から午後5時まで	

2 第8条第2項に規定する対象者に係る入会児童室は、対象校の休業日に限り開設するものとする。

(休業日)

第13条 児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 第2号に掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日

(活動内容)

第14条 児童クラブの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遊び的・文化的・スポーツ的な活動
- (2) 地域との交流・体験活動
- (3) その他第1条の目的を達成するための活動

(パートナー)

第15条 児童クラブにパートナーを置く。

- (1) 登録児童室 実行委員会が選任した主任パートナー及び地域パートナーを配

置する。

(2) 入会児童室 市長が委嘱した指導パートナーを配置する。ただし、第8条第2項に規定する対象者に係る入会児童室にあつては、この限りでない。

2 各パートナーは、第1条の目的を達成するための活動について協力し合つて事業運営に当たるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、児童クラブ主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象校	名称	位置
守口市立守口小学校	もりぐち児童クラブ守口	守口市八島町13番40号
守口市立三郷小学校	もりぐち児童クラブ三郷	守口市東光町2丁目1番4号
守口市立寺方小学校	もりぐち児童クラブ寺方	守口市寺方元町1丁目1番1号
守口市立橋波小学校	もりぐち児童クラブ橋波	守口市大宮通1丁目14番9号
守口市立庭窪小学校	もりぐち児童クラブ庭窪	守口市佐太中町1丁目6番10号
守口市立八雲小学校	もりぐち児童クラブ八雲	守口市八雲西町4丁目31番31号
守口市立よつば小学校	もりぐち児童クラブよつば	守口市大久保町5丁目3番48号
守口市立錦小学校	もりぐち児童クラブ錦	守口市寺方錦通2丁目8番45号
守口市立南小学校	もりぐち児童クラブ南	守口市南寺方南通3丁目2番8号
守口市立金田小学校	もりぐち児童クラブ金田	守口市金田町3丁目11番11号
守口市立梶小学校	もりぐち児童クラブ梶	守口市梶町4丁目79番12号
守口市立藤田小学校	もりぐち児童クラブ藤田	守口市藤田町1丁目58番18号
守口市立八雲東小学校	もりぐち児童クラブ八雲東	守口市八雲東町2丁目77番7号
守口市立佐太小学校	もりぐち児童クラブ佐太	守口市佐太中町6丁目11番51号
守口市立下島小学校	もりぐち児童クラブ下島	守口市下島町15番27号
守口市立さつき学園	もりぐち児童クラブさつき	守口市春日町13番26号